

○熊本市公害防止条例

昭和 48 年 10 月 16 日
条例第 42 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 事業者の責務(第 3 条―第 5 条)
- 第 3 章 市の責務(第 6 条―第 8 条)
- 第 4 章 市民の責務(第 9 条)
- 第 5 章 規制(第 10 条―第 18 条)
- 第 6 章 雑則(第 19 条―第 21 条)
- 第 7 章 罰則(第 22 条―第 24 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止が極めて重要であることにかんがみ、法令又は熊本県生活環境の保全等に関する条例(昭和 44 年熊本県条例第 23 号。以下「県条例」という。)に特別の定めがあるもののほか、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(平 14 条例 44・平 14 条例 45・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

3 この条例において「規制基準」とは、事業活動その他の活動を行う者が遵守すべき公害の原因となる物質等の発生に係る許容限度であって、規則で定めるものをいう。

4 この条例において「工場等」とは、公害を発生し、又は発生するおそれのある工場及び事業場で規則で定めるものをいう。

(平 14 条例 44・平 14 条例 45・一部改正)

第 2 章 事業者の責務

(基本的責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市が実施する公害防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

3 事業者は、その所有又は管理に属する土地等について、清潔の保持その他公害防止上適正な管理を行うことにより、地域の生活環境の保全に資するよう努めなければならない。

4 事業者は、市長から公害の防止に関し必要な資料の提供を求められたときは、正当な理由なくしてこれを拒むようなことがあってはならない。

(平 14 条例 44・平 14 条例 45・一部改正)

(努力義務)

第 4 条 事業者は、法令、県条例又はこの条例に基づく規制基準に違反していない場合においても、そのことを理由として、公害の防止について努力することを怠ってはならない。

(平 14 条例 44・一部改正)

(公害防止協定)

第 5 条 事業者は、市長が市民の健康を守り安全かつ快適な生活環境を保全するため必要があると認めて、公害の防止に関する協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

2 事業者は、前項の協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

(平 14 条例 44・一部改正)

第 3 章 市の責務

(平 14 条例 45・改称)

(基本的責務)

第 6 条 市は、市民の健康を守るとともに、安全かつ快適な生活環境を保全する責務を有することにかんがみ、あらゆる施策を通じて公害の防止に努めなければならない。

2 市は、公害の防止に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の意識を高めるように努めなければならない。

(平 14 条例 45・一部改正)

(公表)

第 7 条 市は、公害の状況等をは握するため監視、測定及び調査等を行ったときは、その結果明らかになった公害の状況等を公表するものとする。

(平 14 条例 44・平 14 条例 45・一部改正)

(援助)

第 8 条 市は、事業者が公害の防止のために行う施設の整備等について、必要な資金のあつせん、技術上の助言その他必要な援助措置を講ずるように努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるにあたって、市は小規模の事業者に対して特に配慮しなければならない。

(平 14 条例 44・平 14 条例 45・一部改正)

第 4 章 市民の責務

(基本的責務)

第 9 条 市民は、公害を発生させることがないように努めなければならない。

2 市民は、その所有又は管理に属する土地その他について、清潔の保持その他公害防止上適正な管理を行うことにより、地域の生活環境の保全に資するよう努めなければならない。

3 市民は、市が実施する公害の防止及び生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(平 14 条例 45・一部改正)

第 5 章 規制

(規制基準の遵守)

第 10 条 工場等を設置している者は、当該工場等から規制基準を超える物質等を排出し、又は発生させてはならない。

(平 14 条例 45・一部改正)

(改善勧告)

第 11 条 市長は、工場等が規制基準を超えて、公害の原因となる物質等を排出し、若しくは発生させ、又は公害を発生するおそれがあると認めるときは、当該工場等を設置して

いる者又は設置しようとする者に対し、期限を定めて当該工場等の建物及び施設の構造若しくは配置、公害防止の方法、作業の方法等について必要な改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(平 14 条例 45・一部改正)

(改善命令)

第 12 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命ずることができる。

(小規模の事業者に対する配慮)

第 13 条 市長は、小規模の事業者に対する前条の規定の適用にあたっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう特に配慮しなければならない。

(平 14 条例 44・一部改正)

(事故時の措置)

第 14 条 事業者は、工場等における事故により、人の健康若しくは生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、当該事故について応急の措置を講ずるとともに、市長に当該事故の状況を報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をした者は、当該事故の発生の日から 30 日以内に、当該事故の再発の防止に関する計画を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による計画を提出した者は、当該計画に係る措置が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(平 14 条例 45・一部改正)

(屋外作業の制限)

第 15 条 工場等においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じん等を発生させ、又は飛散させる作業をしてはならない。

(排水の希釈)

第 16 条 事業者は、排水の排出による水質の汚濁を防止するにあたっては、当該排水を単に希釈する措置をとることをもって、水質の汚濁の防止の措置をとったものと解してはならない。

(平 14 条例 44・一部改正)

(汚水、汚物等の処理)

第 17 条 何人も、その所有又は管理するものから生ずる汚水、汚物等の処理については、悪臭その他の公害が発生することのないよう努めなければならない。

(規制基準の定めがない公害の措置)

第 18 条 市長は、法令、県条例又はこの条例に規制基準の定めがない公害が発生し、人の健康又は生活環境に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、当該公害が発生させている者に対し公害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第 6 章 雑則

(立入検査等)

第 19 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場等その他の場所に関係職員を立ち入らせて、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査させ、関係人に対し、必要な指示又は指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平 14 条例 44・平 14 条例 45・一部改正)

(報告の徴収)

第 20 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に必要な報告をさせることができる。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 罰則

(罰則)

第 22 条 第 12 条の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

第 23 条 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 19 条第 1 項の規定による立入検査等を拒み、妨げ又は忌避した者

(2) 第 20 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第 24 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、当該法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 章第 12 条、第 13 条、第 15 条及び第 16 条並びに第 7 章の規定は、公布の日から起算して 6 月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和 49 年 4 月 15 日規則第 21 号で昭和 49 年 4 月 15 日から施行)

2 第 10 条から第 13 条まで、第 15 条及び第 16 条の規定は、この条例の施行の際現に工場等を設置している者(着工されている工場等を含む。)に対しては、この条例の施行の日から 1 年間は適用しない。

3 熊本市工場公害防止条例(昭和 40 年条例第 38 号)は、廃止する。

附 則(平成 14 年 9 月 24 日条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 25 日条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○熊本市公害防止条例施行規則

昭和 49 年 4 月 15 日
規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市公害防止条例(昭和 48 年条例第 42 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(規制基準)

第 3 条 条例第 2 条第 3 項の規則で定める規制基準は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(工場等)

第 4 条 条例第 2 条第 4 項の規則で定める工場及び事業場は、継続的に一定の業務としての物の製造又は加工のために使用される工場、継続的に一定の業務としての物の製造又は加工以外の事業のために使用される事業場であつて、別表第 2 に掲げる事業を行うものとする。この場合において、その設置主体は、私人であると否とを問わないものとする。

(条例による報告等の方式)

第 5 条 条例第 14 条第 1 項の規定による工場等における事故の状況報告は、工場等事故報告書(様式第 1 号)によって行わなければならない。

2 条例第 14 条第 2 項の規定による事故の再発の防止に関する計画については、事故再発防止措置計画書(様式第 2 号)によって行わなければならない。

3 条例第 14 条第 3 項の規定による計画に係る措置の完了届出は、事故再発防止措置完了届出書(様式第 3 号)によって行わなければならない。

(平 14 規則 72・一部改正)

(受理書)

第 6 条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、受理書(様式第 4 号)を当該書類を提出した者に交付するものとする。

(立入検査等の身分証明書)

第 7 条 条例第 19 条第 2 項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 5 号)とする。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和 49 年 4 月 15 日から施行する。

2 熊本市工場公害防止条例施行規則(昭和 41 年規則第 9 号)は、廃止する。

附 則(昭和 50 年 10 月 31 日規則第 55 号)

1 この規則は、昭和 50 年 11 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に設置されている工場等(着工されている工場等を含む。)については、この規則による改正後の熊本市公害防止条例施行規則別表第 1 の規定は、昭和 51 年 4 月 30 日までは適用せず、同日までのこれらの工場等に係る騒音の規制基準の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 10 月 14 日規則第 64 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 26 日規則第 72 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 3 日規則第 96 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中「平成 8 年告示第 124 号」の次に「及び平成 20 年告示第 514 号」を加える部分は、平成 20 年 10 月 6 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 37 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

1 騒音の規制基準

区域 \ 時間	昼間	朝夕	夜間
	午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

- (1) デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- (2) 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- (3) 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- ア 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- イ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- ウ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- エ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に掲げる区域とする。
- ア 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域として市長が定める区域
- イ 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域として市長が定める区域
- ウ 第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域として市長が定める区域
- エ 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域として市長が定める区域
- (5) 測定点は工場等の敷地境界線とする。

2 廃油の規制基準

汚水又は廃液の汚染状態が排水口においてしばらく静置した場合、油分が見えない程度のものとする。

別表第2(第4条関係)

- | |
|------------------------|
| (1) 建設業 |
| (2) 製造業 |
| (3) 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| (4) 情報通信業 |
| (5) 運輸業、郵便業 |
| (6) 卸売業、小売業 |
| (7) 金融業、保険業 |
| (8) 不動産業、物品賃貸業 |
| (9) 学術研究、専門・技術サービス業 |
| (10) 宿泊業、飲食サービス業 |
| (11) 生活関連サービス業、娯楽業 |
| (12) 教育、学習支援業 |
| (13) 医療、福祉 |
| (14) 複合サービス業 |
| (15) サービス業(他に分類されないもの) |

備考 この表において使用する用語は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に基づくものである。

熊本市公害防止事前指導要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、熊本市内における工場、事業場その他の公害を発生させるおそれのある建築物の建築等(新築、増築、改築及び移転並びに大規模の修繕又は模様替並びに用途変更をいう。以下同じ。)又は除却に係る公害の発生を未然に防止するため熊本市が実施する事前指導について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において「公害」とは、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号) 第 2 条第 3 項に規定するもの及び光害をいう。

2 この要綱において「建築物」とは、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものをいう。

(公害防止事前指導届出書の提出)

第 3 条 熊本市内において建築物の建築等をしようとする者は、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知を行う前に、公害防止事前指導届出書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、公害防止に係る必要な指導を受けなければならない。

(1)公害防止対策審査書(別紙 1)

(2)付近の見取回

(3)配置図及び平面図

(4)その他市長が必要と認める書類

2 次に掲げる建築物については、前項の規定を適用しない。

(1)専用住宅

(2)共同住宅、下宿又は寄宿舍の用途に供する建築物

(3)仮設建築物その他市長が特に届出が必要でないと認めたもの

3 前項の規定にかかわらず、熊本市中高層建築物の建築に関する指導要綱(昭和 63 年 10 月 15 日制定)第 3 条第 1 項第 3 号に規定する共同住宅、下宿又は寄宿舍の用途に供する建築物については、熊本市中高層建築物の建築に関する指導要綱実施要領第 5 条第 7 項に規定する建築確認申請事前調査報告書により事前指導を行うものとする。

(届出の審査)

第 4 条 市長は、前条の届出があったときは、速やかに届出に係る建築物による公害発生のおそれの有無について審査するものとする。

2 市長は、前項の審査に基づき、前条の届出をした者(以下「届出者」という。)に対し、届出者が講じるべき措置等公害の未然防止に必要な事項を指導するものとする。

3 届出者は、前項の指導事項を遵守しなければならない。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月29日から施行する。

用語説明

1 「大気汚染状況の調査」関係

○ 環境基準

環境基本法第16条で定める人の健康を保護し、また生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の目標値のことです。なお、それ自体が公害発生源に対して法律的效果をもつものでもなく、また、受忍限度の役割を果たすものでもありません。

○ 二酸化硫黄

燃料中に含まれる硫黄が空気中の酸素と反応して生成される物質です。直接あるいは粒子状物質に吸着した状態で人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となったり、動植物に被害を及ぼしたりします。主な発生源は工場・事業場の燃焼施設ですが、ディーゼル自動車や船舶からも排出されます。

○ 二酸化窒素

物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるものであり、工場・事業場の燃焼施設や自動車が主な発生源です。発生源から排出される際には大部分が一酸化窒素であり、排出後に大気中に広がってゆく過程で二酸化窒素に変化していきます。二酸化窒素は高濃度で呼吸器に好ましくない影響を及ぼすほか、光化学スモッグや酸性雨の原因物質の一つでもあります。

○ 浮遊粒子状物質

粒径 10 ミクロン (0.01mm) 以下の大気中に浮かんでいる微少な粉じん、肺などに沈着すると呼吸器疾患の原因となります。発生源には、地表から舞い上がった土壌や海塩粒子等の自然起源のものと、工場等の固定発生源や自動車・船舶等の移動発生源に由来する人工起源のものがあり、それぞれ発生源は複雑かつ多岐にわたります。

○ 微小粒子状物質

粒径 2.5 ミクロン (0.01mm) 以下の大気中に浮かんでいる微少な粉じん、浮遊粒子状物質より粒径が小さいため、肺などに沈着しやすく、健康への影響も大きいと考えられます。発生源は、浮遊粒子状物質と同様ですが、発生のメカニズムについては、複雑かつ多岐にわたります。

○ 光化学オキシダント

工場や自動車などから排出される窒素酸化物と光化学反応性の高い炭化水素系物質等が、太陽エネルギーを受けて光化学反応を起こして生成される二次汚染物質であり、その主成分はオゾンです。大気中の濃度が高くなると、目や気管支などの粘膜に刺激を与え、人体や動植物に被害を与えます。

○ 一酸化炭素

燃料や物が不完全燃焼するときに発生する物質で、主な発生源は自動車です。人が多量に吸引すると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬を妨げ、酸欠による頭痛・めまいなどの中毒症状に陥ることもあります。

○ 1 日平均値の 98% 値

1 年間の日平均値を低い方から並べて 98% に相当 (365 日分の 1 日平均値が得られた場合は、 $365 \times 0.98 \div 358$ 番目の値) する数値です。

○ 1 日平均値の 2% 値

1 年間に得られた 1 日平均値を整理し、数値の高い方から 2% の範囲にあるもの (365 日分の日平均値が得られた場合、 $365 \times 0.02 \div 7$ 日分) を除外した残りの 1 日平均値の最高値のことです。(高い方から 8 番目の値)

○ 単位(ppm ピーピーエム、ppb ピーピービー、μ マイクロ、n ナノ、p ピコ)

ppm、ppbは濃度を示す単位で 1 ppmは 100 万分の 1、1 ppbは 10 億分の 1 をあらわします。すなわちppmは、重量 1 トン中に 1 グラム、ppbは重量 1000 トン中に 1 グラム存在する割合のことです。また、マイクロ、ナノ、ピコは数値の単位を示します。例えば、μ グラム、n グラム、p グラムは、それぞれ 100 万分の 1 グラム、10 億分の 1 グラム、1 兆分の 1 グラムと同じことを意味します。

2 「騒音の調査」関係

○ 騒音の単位(dB デシベル)

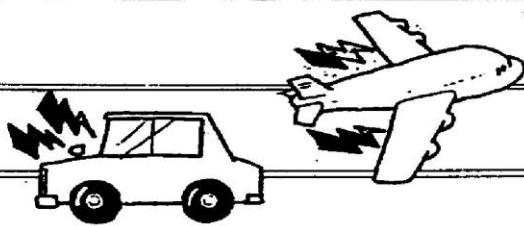
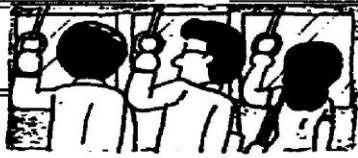
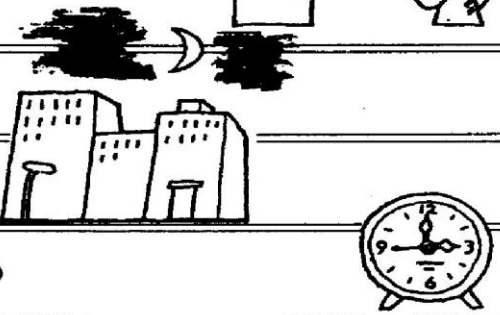
周波数補正した音圧レベルの大きさを示す単位です。音は同じ音圧でも、周波数がちがうと人の耳には、大きさのちがう音として感じられます。正常な聴力をもつ人がある音を 1,000 ヘルツの 70 デシベル(dB)の音圧と同じ大きさに聞いた場合、その音の大きさのレベルを 70 デシベルといいます。

○ 自動車騒音及び環境基準の騒音の評価単位(Leq 等価騒音レベル)

等価騒音レベルとは、不規則かつ大幅に変動する騒音の評価量の一つで、時間的に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内のこれと等しいエネルギーを持つ定常騒音の騒音レベルと定義されています。

この音響エネルギーの総暴露量を時間平均した物理的な指標である等価騒音レベルは、発生頻度が少なく高レベルの騒音(例えば、たまに通過する大型車等)に対しても比較的敏感であり、人に感じられる感覚的なうるささとの対応にも優れているので、環境基準及び自動車騒音の評価で用いられます。なお、事業場における騒音の規制は等価騒音レベルを適用しません。

□騒音の大きさの例

120 dB	飛行機のエンジンの近く	
110 dB	自動車の警笛(前方2m) リベット打ち	
100 dB	電車が通るときのガードの下	
90 dB	大声による独唱 騒々しい工場の中	
80 dB	地下鉄の車内 田舎の車内	
70 dB	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭	
60 dB	静かな乗用車 普通の会話	
50 dB	静かな事務所	
40 dB	市内の深夜 図書館 静かな住宅地の昼	
30 dB	郊外の深夜 ささやき声	
20 dB	木の葉のふれ合う音 懐時計の秒針の音(前方1m)	

3 「大気保全等対策」関係

○ ベンゼン

自動車が主な発生源です。無色の液体で、特有の臭気をもち、燃えやすく有害です。発ガン性が確認されており、白血病の原因となります。溶媒としてまた化学工業製品(合成ゴム、合成洗剤、合成繊維等)の原料として広い用途があります。

○ ダイオキシン類

ダイオキシン類は、化学物質の合成過程や廃棄物の焼却過程で非意図的に生成される化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランおよびコプラナーPCB の3つのグループがあります。ダイオキシンは、塩素(Cl)の付いた位置によって毒性の強さが変わりますので、毒性を評価するときは、ダイオキシンの中でもっとも毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)を1として他のダイオキシンの強さを換算し、合計した数字(毒性等価物量TEQ)で表します。

○ テトラクロロエチレン

麻酔に用いられるエーテルに似た臭気のある無色の液体で、金属を侵さず不燃性です。ドライクリーニング用洗浄剤として利用されるほか、金属加工部品の脱脂洗浄、化学製品等の原料、溶媒等として利用されています。人に対する毒性としては、中枢神経障害、肝臓・腎臓障害等が認められています。

4 「公害苦情」関係

○ 振動レベルの単位(dB デシベル)

振動レベルの大きさを示す単位で、物理的な振動の強さ(振動の加速度レベルを対数化したもの)を表したものです。地震の震度でみると人体に振動を感じない、いわゆる「震度ゼロ」は 55 デシベル以下であり、「震度1」が 55～65 デシベル、「震度2」が 65～75 デシベルに相当します。

